

○経済産業省令第七十一号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十三条第一項の規定に基づき、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年九月二十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） 第三条 法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度が生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあつては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。	（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件） 第三条 法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度が生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあつては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

表一

エアコン デিশヨ ナー	〔略〕	〔略〕
店舗・事務所用エアコンデিশヨナー（第一種特定製品のうち、建築物において、店舗、事務所等の用途に供する部分における空気調和を主たる目的とするエアコンデিশヨナーであつて、表二に掲げるもの以外のものをいう。）	六百台（ただし、中央方式エアコンデিশヨナーのうち、遠心式の圧縮機を用いるものの場合、は、一台。ビル用マルチエアコンデিশヨナー	） の場合は、百台

表一

エアコン デিশヨ ナー	〔略〕	〔略〕
店舗・事務所用エアコンデিশヨナー（第一種特定製品のうち、建築物において、店舗、事務所等の用途に供する部分における空気調和を主たる目的とするエアコンデিশヨナーであつて、表二に掲げるもの以外のものをいう。）	六百台（ただし、中央方式エアコンデিশヨナー（冷凍機により熱媒体等を冷却し、当該熱媒体等を配管の中で循環させることにより空気調和を行う方式のものであつて、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度以上のもの	

略	略	略	略						
略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	

略	略	略	略						
略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	をいう。以下同じ。のうち、遠心式の圧縮機を用いるもの場合は、一台

備考

一 この表及び表二において「中央方式エアコン
デিশヨナー」とは、冷凍機により熱媒体等を冷
却し、当該熱媒体等を配管の中で循環させること
により空気調和を行う方式のものであつて、蒸発
器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏
マイナス十度以上のものをいう。

二 この表及び表二において「ビル用マルチエア
コンデিশヨナー」とは、分離型であつて一の室
外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のも
ののうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調
整することができるものをいう。

表二

一〇五 「略」

六 ビル用マルチエアコンデিশヨナーであつて
、次に掲げるもの

イ 既設冷媒配管の利用を前提として出荷される
もの

ロ 冷房と暖房を同時に使用するために冷媒の分
流に必要な構造を備えたもの

ハ 外気温度が低いときの暖房能力の低下を抑制

〔新設〕

表二

一〇五 「略」

六 分離型であつて一の室外機に二以上の室内機
を接続して用いる構造のもののうち、室内機ごと
に空気の温度又は湿度を調整することができるも
の

する機能を備えたもの 二 水を熱源とする構造のもの 七〇十一 「略」	七〇十一 「略」
備考 表中の「」は注記である。	

附 則

この省令は、令和四年三月二十七日から施行する。